

26清須保第62号

平成26年7月30日

清須市国民健康保険運営協議会

会長 後藤昌治様

清須市長 加藤静治

清須市国民健康保険の運営のあり方について（諮問）

このことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条及び清須市国民健康保険運営協議会規則（平成17年規則第94号）第2条第1項の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

清須市国民健康保険の収支均衡策を含む運営のあり方について

## 諮問書の趣旨

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の基盤として、これまでも大きな役割を果たしてきたところでございます。

しかしながら、国民健康保険事業の財政状況につきましては、近年急速な少子高齢化の進展、経済の低迷など、環境は大きく変化し、さらに疾病構造の変化や医療技術の進歩などにより医療費が増大するなか、国保財政は厳しい状況が続いています。

こうした情勢に対応するため、国においては「社会保障制度改革国民会議」の報告書を踏まえたプログラム法が、昨年12月に成立し、国保運営の都道府県化を始めとする重要な医療保険制度改革が平成29年度を目途に実施されることとなっています。今後、国保制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、国保の構造問題の分析とその解決策や、都道府県と市町村の役割分担等の議論が行われ、本年末までに法案が決定されることとなっており、本市においてもこのような国の動向に注視してまいります。

本市の国民健康保険においても、財源の確保や医療費適正化に努めているものの、高齢者が多く医療費水準が高いことや、低所得者の加入割合が高いといった構造的な問題を抱え、その運営は益々厳しくなっている状況でございます。

### 1. 平成25年度の収支見込

平成25年度の決算見込みにおいては、歳入が70億円余、歳出が65億円余と黒字での収支見込みとなりますが、一般会計から12億円の繰入を行っている状況でございます。

### 2. 諮問の趣旨

今後の清須市国民健康保険の事業運営にあたり、こうした国民健康保険の構造的な問題や経済的情勢を踏まえ、収支均衡策を含む運営のあり方についてご審議の上、ご答申くださいますようお願いいたします。